

通所介護等における生活相談員の資格要件について

1 資格要件を示すことについて

- (1) 生活相談員の有すべき資格については、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。このうち「同等以上の能力を有すると認められる者」については、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者とされている。

通所介護等の事業所に配置すべき生活相談員の基準及び介護保険制度改正に伴う業務内容の変化を考慮すると、通所介護事業所等における生活相談員がその役割を十分に果たし、質の高いサービスを提供するため、「同等以上の能力を有すると認められる者」を資格要件として具体的に示すことで、適切な生活相談員の配置を促すねらいがある。

2 通所介護事業所等の生活相談員について

- (1) 通所介護事業所等の生活相談員は、サービス提供日ごとにサービス提供時間数分の勤務延べ時間の配置が必要である。
- (2) 一方、介護保険制度改正により、通所介護事業所等の生活相談員は、業務に支障がない範囲で利用者の地域生活を支える取り組みを行うことが認められ、これに必要な時間を生活相談員の確保すべき勤務延べ時間数に含めることができることとなった。

人員配置基準の要件緩和によるサービスの質の低下を防ぎ、生活相談員業務及び地域生活を支える取り組みの両方が円滑に行われるよう、生活相談員の業務を行う能力がある者を複数名配置するなどの対応が望ましいと考えられる。

3 通所介護をめぐる介護保険制度改正の状況について

- (1) 定員 18 名以下の通所介護は地域密着型通所介護へ、介護予防通所介護は新しい介護予防・日常生活支援総合事業にかかる通所型サービスに移行した。事業者は通所介護の基準及び他サービスの基準を満たして事業を運営している。
- (2) (1)の移行にあたっては、通所介護の生活相談員の配置基準の変更は無く、通所介護事業所が「みなし指定」された。

「みなし指定」を受けた通所介護事業所は、多様化した新たなサービスにも参入しつつ事業を運営している。人員・設備・運営に関する基準を満たすことは当然のこと、限られた人員の中で質の高いサービスを提供できるよう、生活相談員の業務を行う能力がある者を適切に配置する必要がある。

4 「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件について

上記1(1)のとおり「社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者」を基本に、通所介護等における生活相談員の業務の重要性を考慮し、適切と考えられる資格要件について検討した。

(1) 介護支援専門員

要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的な知識及び技術を有し、相談業務に精通している。介護支援専門員の資格取得に当たっては、受験資格として5年以上の業務経験が必要であり、資格更新のため、研修の受講が必要である。これらを考慮した結果、介護支援専門員証の交付を受け、就業可能な状態である介護支援専門員を資格要件として認めることに支障はないものと考えられる。

(2) 介護福祉士

介護に関する専門的知識及び技術を持ち、介護業務、在宅介護での介護方法の指導等に精通している。業務経験が無くても資格取得が可能な場合があり、相談、援助業務の専門職でないが、一定の業務経験（下記ア又はイ）により補うことで、通所介護等の生活相談員に相当する「同等以上の能力を有する者」と認められると考えられる。

ア 生活相談員として従事しようとする通所介護事業所等において、介護福祉士である介護職員としての業務経験が3年以上（常勤であることとし、人員基準上置くこととされている他職種との兼務であっても可とする）

- ・当該事業所における生活相談員から指導・助言を受け、相談、援助業務の能力向上が可能であるため。

- ・介護職員として勤務しながら利用者及び地域の実情を把握し、地域生活を支える取り組み等の業務にも円滑に取り組めることが期待できるため。

イ 介護保険サービス事業所において、介護福祉士である介護職員としての業務経験が5年以上（常勤であることとし、人員基準上置くこととされている他職種との兼務であっても可とする）

- ・介護支援専門員の受験資格に相当する業務経験があるため。

いずれの資格要件をもって生活相談員を配置する場合であっても、職務遂行能力及び資質について、厳正に評価の上、適切な人員を配置することが重要である。

5 資格の確認方法について

(1) 介護支援専門員

- ・介護支援専門員証（有効期間内であることが必要）

(2) 介護福祉士

- ・介護福祉士登録証

- ・生活相談員の経歴書 ※様式第1号（その5）参照

※今回は届出の必要はありません。更新申請、変更届等で従業者の資格を証する際に必要となります。